

シュテューデル美術館事件における一理事の活動

— ヨーハン＝フリードリヒ＝ボォエマーの場合 —

野 田 龍 一*

※文中 [] は、筆者による挿入部分を、…は、筆者による省略部分を意味する。

目 次

はじめに

1. ボォエマー略伝
 2. シュテューデル美術館事件についての記事
 3. 美術館理事就任
 4. 理事としての活動
 5. 理事としての消耗と挫折
- むすび

はじめに

わたくしは、これまでシュテューデル美術館事件について考察してきた。この考察の中で、わたくしは、シュテューデル美術館事件において、一方の当事

*福岡大学法学部教授

者であるシュテューデル美術館の理事らが、重要な活動をおこなったことに気付いた¹⁾。

その中の一人が、本稿で取り上げるヨーハン＝フリードリヒ＝ボォェマー Johann Friedirch Böhmer (1795年-1863年)である。

ボォェマーに注目する理由は、いくつかある。第一に、かれは、1822年11月20日に理事に就任し、1834年6月24日に理事を退任している²⁾。かれは、その理事在任期間約11年半のうち、8年近くの歳月にわたり、シュテューデル美術館事件に向き合った。ボォェマーの目を通して、われわれは、シュテューデル美術館事件を、一方当事者の立場から窺うことができる。第二に、ボォェマーについては、膨大な書状が、あるいは、公刊されたものとして、あるいは、未公刊のまま、こんにち伝わっている。しかし、こんにちまで、これらの書状は、シュテューデル美術館事件についての法制史研究の観点からは考察されることがなかった³⁾。これらの書状を分析すれば、シュテューデル美術館理事の立場から、シュテューデル美術館事件を考察できると期待される。

わたくしは、2022年8月29日から31日にかけて、ボォェマーの未公刊書状を所蔵するフランクフルト大学ゼンケンベルク図書館（フランクフルト市ポッケンハイマーヴァルテ所在）手稿部門で、これらの書状を閲読できた⁴⁾。

これらの書状から、シュテューデル美術館事件における一方当事者である財団の担い手の対応を垣間見たい。

注)

- 1) とりわけ、野田龍一「シュテューデル美術館事件における判決漏洩（1）（2・完）ーバーゼル大学図書館所蔵シュリン文書をてがかりにー」『福岡大学法学論叢』第65巻第3号487-524頁及び『同誌』第65巻第4号767-809頁を参照。
- 2) Johannes Janssen, Joh. Fiedrich Böhmer's Leben, Briefe und kleinere Schriften, Bd.1, Freiburg im Breisgau, 1868, S.XVI-XVII; Ewin Kleinstück, Johann Friedrich Böhmer, Frankfurter Lebensbilder Band XV, Frankfurt am

Main 1959, S.133; S.184-185; S.389; S.391.

- 3) 美術史の観点からこれらの書状を活用した業績としては、Corina Meyer, Die Geburt des bürgerlichen Kunstmuseums—Johann Friedrich Städel und sein Kunstinstitut in Frankfurt am Main, Berlin 2013がある。
- 4) 閲読にあたり、フランクフルト大学ゼンケンベルク図書館手稿部門ラシダ＝マンズル Frau Raschida Mansour さんの暖かいご配慮に与った。ここから謝意を表したい。

1. ボォエマー略伝

ヨーハン＝フリードリヒ＝ボォエマーは、1795年4月22日、フランクフルト＝アム＝マインに生を享けた。父親カール＝フリードリヒ＝ボォエマー Karl Friedrich Böhmer は、ライン伯の宮中顧問官であったが、1792年、フランスの支配を逃れ、ヴェツラーを経てフランクフルトに移住し、フランクフルトで、官房長 Canzleidirector となった¹⁾。1813年から1814年、ボォエマーは、ハイデルベルク大学で、ついで、1814年から1817年には、ゲッティンゲン大学で法学を学んだ。1817年には、ゲッティンゲン大学で法学博士号を取得している²⁾。1818年に、フランクフルトに戻った。1818年から1821年にかけて、ボォエマーは、イタリア及びドイツの各地を遍歴し、美術の勉強に励み、いろいろな芸術家と交流した³⁾。

1822年4月22日、ボォエマーは、フランクフルトのいくつかの図書館に雇用された。1822年11月20日には、シュテューデル美術館の理事に選任された⁴⁾。

1823年3月11日、フライヘル＝フォム＝シュタイン Freiherr vom Stein の知遇を得て、同年3月15日には、古ドイツ歴史学協会の会員となり、その中央事務局に呼ばれた。1825年3月1日、ボォエマーは、フランクフルト都市文書館に採用され、1830年11月16日には、フランクフルト都市図書館の首席館員となった。

1834年6月24日、ポォエマーは、シュテューデル美術館理事を退任した⁵⁾。その後は、ドイツ中世史史料編纂⁶⁾に専念する傍ら、いくつかの小論文⁷⁾をも発表した。

1860年12月22日以降、病を患った。同年には、ゲッティンゲンの王立学術アカデミーの外部会員となっている。1862年9月4日、図書館員を辞職した。同年には、ベルリンの王立学術アカデミーの外部会員となっている。

1863年10月22日、ポォエマーは、フランクフルトで生涯を終えた。享年68。

注)

- 1) 参照：Art. Böhmer, Johann Friedrich, in: Allgemeine deutsche Biographie, Bd.3, Leipzig 1876, S.76-78 von Wattenbach.
Janssen, Leben, Briefe und kleinere Schriften, Bd.1, Freiburg im Breisgau 1868, S.XVI-XVIIIの年譜が有益であった。
- 2) Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Leben, Briefe und kleine Schriften, Freiburg im Breisgau 1868, S.33参照。
- 3) たとえば、コルネリウス Cornelius、モスラー Mosler、アムスラー Amsler、バルト Barth 及びコッホ Koch ら。Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Leben, Briefe und kleine Schriften, Freiburg im Breisgau 1868, S.46-47参照。
- 4) 就任の事情については、本稿第3章参照。
- 5) 退任の事情については、本稿第5章参照。
- 6) いわゆる Monumenta Germaniae Historica の編纂に従事した。Art. Böhmer, Johann Friedrich, in: Allgemeine deutsche Biographie, Bd.3, S.77-78参照。
おもな公刊史料：Kaiserregesten von 911-1313 (1831年); Regesten der Karolinger (1833年); Urkundenbuch der Reichsstadt Frankfurt (1836年); Regesten Ludwigs des Bayern (1839年); Geschichtsquellen Deutschlands, 3 Bde (1843年; 1845年; 1853年); Kaiserregesten von 1246-1313 (1844年); Kaiserregesten von 1198-1254 (1847年; 1849年)。Johannes Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Leben und Anschauungen, Bd.1, Freiburg im Breisgau 1868, S.XVI-XIX 参照。
- 7) それらのうちのいくつかは、Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Leben, Briefe und kleine Schriften, Bd.3, Freiburg im Breisgau 1868 S.415-489に搭載されている。

2. シュテューデル美術館事件についての記事

ボォェマーは、1822年11月20日における理事就任の前から、シュテューデル美術館事件に強い関心を抱いていた。

1821年10月22日には、『芸術新聞』Morgenblatt für gebildete Stände, Kunst-Blatt, Nr.85に、「フランクフルト＝アム＝マインにおけるシュテューデル美術館 Kunst-Anstalt の現状について」と題する記事を、匿名 Bmr. で公表した¹⁾。

ボォェマーは、この記事の中で、シュテューデルの遺言のあらましやシュテューデルが蒐集した美術品などを紹介したうえで、最後に、シュテューデル美術館が当時かかえていた訴訟について言及している²⁾。

その1つは、シュテューデル美術館の新たな建設地の購入に関する。シュテューデル美術館理事らは、1817年12月30日に、フランクフルトのツァイル Zeil は Lit.D.Nr.25にある「赤い館」rotes Haus と呼ばれる建物を、所有者ヨーハン＝アードム＝ヘルマン＝ディック Johann Adam Hermann Dick 及びその妻アグネス＝ディック Agnes Dick から、230,000グルデンで、購入する契約を締結していた。売買契約書の第5条には、「通常の公課及び約8グルデンの地代 Grundzins の外には、いかなる地役権も家屋にはない」ことが、保証されて garantirt いた。しかし、その後、当該敷地には、隣接地トルン＝ウント＝タクシス＝パレス Thurn und Taxis Palais の地役権が設定されていることが判明した。売主が売買契約の履行を求めて訴えた。これに対して、シュテューデル美術館理事らは、地役権の存在を理由に、売買契約を解除する抗弁を主張した³⁾。この事件について、ボォェマーは、述べる。「赤い館に関しては、いまだ判決は言い渡されていない。この訴訟は、この建物のうえに、地役権が付着しているか否かについておこなわれている。これまでの所有者が、地役権はそのうえにはないことを立証するであろうな

らば、美術館は、売買を守らねばならない。；美術館は、反対の場合には、売買には、拘束されない。双方の当事者は、諸大学から鑑定意見を取り寄せ、そして、各当事者が有利な回答を受け取っている」⁴⁾。

いま1つが、遺言者シュテューデルの従兄弟姉妹による訴訟であった。「主たる訴訟としては、シュテューデルの遠縁の法定相続人らが、財団設立を含む[シュテューデルの]遺言を、形式における瑕疵を理由に無効にしようと試みる」⁵⁾と、ボォエマーは述べる。この訴訟は、当時、占有訴訟 in *possessorio* が終了した段階であった。争点となったのが、相続財産の目下の占有は、誰に帰属するか、である。ボォエマーは、この占有訴訟について述べる。

1818年12月16日、ランズフート大学が、第二審判決を言い渡した⁶⁾。それは、シュテューデル美術館にとって、全体としては有利な判決 *gänzlich günstiges Urtheil* であった。すなわち、理事らは、本権訴訟の口頭弁論まで、訴えの提起前と同様に、相続財産を自由に占有しつづけてよい、というものである。これに対しておこなわれた上告にもとづいて、イエーナ大学が、1821年5月7日に、第三審＝最終審として、かのランズフート大学判決を支持した。しかし、同大学は、本権訴訟 *petitorium* の判決が出るまでは、「理事らは、シュテューデルの財産については、ただ他人の財産についての管理人が持つ権利のみを有し、そして、それゆえに、相続財産の価値を減少させるすべてのさらなる譲渡及び債権譲渡を差し控え、とくに、理事らは、かの赤い館の購入を、それが法的には可能であろうにせよ、あきらめねばならない」⁷⁾と、係争物処分禁止を命じた。この係争物処分禁止の命令が及ぶ範囲があいまいであった。そこで、シュテューデル美術館は、かの命令についての説明を、イエーナ大学に求めた。同大学は、1821年9月17日に、次のように回答した。「シュテューデル美術館は、訴訟係属中は存続する。したがって、同美術館がこれまでおこなってきた、俸給、故シュテューデルによって始められた美術品蒐集の継続のための支出は継続しておこなわれてよいし、かつお

こなわれねばならない」⁸⁾。占有訴訟についての叙述は、以上である。

ついで、ポォエマーは、本権訴訟について述べる。本権訴訟は始まったばかりである。しかし、この本権訴訟もまた、これまで当事者間で取り交わされた詳細な訴訟一件書類及び言い渡された判決において、すでに委曲を尽くしている。そして、この本権訴訟でもまた、シュテューデル美術館が勝訴することが、大きな蓋然性をもって推定される、と述べる。ただし、本権訴訟もまた三審級を辿るゆえに、最終結論が出るまでには、依然、訴訟は続くであろうと予測して、その論述を締め括っている⁹⁾。

ポォエマーの記述は、私見によれば、きわめて正確である。とくに、シュテューデル美術館にとって不利な係争物処分禁止についても明確に記述している。ポォエマーは、おそらくは、フランクフルトの友人・知人を伝手として、なんらかのルートでシュテューデル美術館の訴訟記録などを閲覧していたのではあるまいか。ポォエマーは、数年続くと予想される本権訴訟でもシュテューデル美術館の勝訴を見込んでいた。

注)

- 1) Ueber den gegenwärtigen Zustand der Städel'schen Kunst-Anstalt zu Frankfurt a.M., in: Morgenblatt für gebildete Stände, Stuttgart-Tübingen 1821, Nr.85, Kunst-Blatt, Montag, den 22. Oktober 1821, S.337-339.
- 2) Morgenblatt für gebildete Stände, Nr.85, Kunst-Blatt, Montag, den 22. Oktober 1821, S.339.
- 3) この事件については、フランクフルト都市史研究所 Institut für Stadtgeschichte Frankfurt に、裁判記録が残されている。Inge Kaltwasser, Gesamtinventar der Akten des Oberappellationsgerichtes der vier Freien Städte Deutschlands, Bd.4, Frankfurter Bestände, Teil I, Köln-Weimar-Wien 1994, S.251-253参照。

原告は、一件書類を、Aktentücke, den Verkauf des rothen Hauses betreffend. Von dem Verkäuferとして印刷公刊した。

この訴訟事件についてのリユーベックにある四自由都市共通上級控訴裁判所

の判決の抜粋は、Erkenntnis vom 21. September 1824 in der Frankfurter Sachen Dick wider Städel'sches Kunstinstitut, in: Seuffert's Archiv für Entscheidungen der obersten Gerichte in den deutschen Staaten, Bd.11, München 1857, S.337-343; Bd.15, München 1862, S.187-188に登載されている。四自由都市共通上級控訴裁判所は、1824年9月21日の判決で、被告であるシュテール美術館による瑕疵を理由とする売買契約解除の抗弁を認め、これに対して、地役権除去についての原告の追完請求を棄却したうえで、シュテール美術館勝訴を言い渡した。：「…売られた土地から、その土地に付着している瑕疵を除去することを許し、そして、この前提の下で、被告が、取引の履行について責めを負うと表示することを求める原告の請求は、一事情によっては衡平であるにせよ、法的な観点からは理由がないと見られねばならない。責めある給付なるものの追完についての契約締結者の権限は、必然的にその限界を持たなければならない。そして、権利者を、期待されるべき履行について、勝手に、あるいは都合により、不確実さに置き、そして、このことによって、一存で、利益給付または違約罰または解除から免れる、ということは、原告には許されることができない。遅滞の雪冤 *purgatio morae* のこの限界は、法律によれば、特別の理由から、より早い期限が生じるのではない限り、少なくとも、その不履行のゆえに訴訟になった時点である。…それゆえに、原告が提起した訴えに対して、被告によって、解除の抗弁 *exceptio redhibitoria* が対抗させられた場合には、ただちに、家屋のうえに付着する地役権を除去することでもって、家屋の契約適合的な引渡しを追完し、そして、被告に、取引の履行を強制する、という〔原告の〕権限は、失われたのである。…」。

なお、シュテール美術館代表理事カール＝フリードリヒ＝シュタルク Carl Friedrich Starck によるこの事件についてのコメントをも参照：「…さて、これらの〔美術館としての立地の〕要件を、ツァイルにある『大きな赤い館』 das Große Rothe Haus が、なお、もっとも良く統合するよう見えた。この館は、すべてのうえの施設を、その中庭＝園庭空間において許し、そして、その館の既存の建物は、そのほかに、賃貸によって、売買代金全体の利息をもたらし、それによって、したがって、収入は減少せず、そして、その結果、芸術のためにより多くのことがおこなわれることができた。それゆえに、所有権者と交渉に入った。しかし、売買の履行前に、自由な建築の障害が、一この自由な建築は保証されたのだが―、判明した。したがって、売買は成立しなかった。しかし、それにもかかわらず、所有権者は、売買を訴訟によってやり遂げようと試みている。…」。Carl Friedrich Starck, Das Städel'sche Kunst-Institut in Frankfurt am Main, Frankfurt 1819, S.15-16.

- 4) Morgenblatt für gebildete Stände, Nr.85, Kunst-Blatt, Montag, den 22. Oktober 1821, S.339.

- 5) Morgenblatt für gebildete Stände, Nr.85, Kunst-Blatt, Montag, den 22. Oktober 1821, S.339.
- 6) カール＝アントン＝ヨーゼフ＝ミッテルマイアー Karl Joseph Anton Mittermaier によるランズフート大学の1818年12月16日判決については、野田龍一「シュテューデル美術館事件における占有訴訟の一斑—ランズフート大学鑑定意見について—」『福岡大学法学論叢』第63巻第3号597-643頁を参照。
- 7) おそらくはアンドレアス＝ヨーゼフ＝シュナオベルト Andreas Joseph Schnaubert によるイエーナ大学の1821年4月21日判決については、野田龍一「シュテューデル美術館事件における係争物処分禁止—1821年イエーナ大学鑑定意見をめぐって—」『福岡大学法学論叢』第64巻第1号229-276頁を参照。
- 8) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における係争物処分禁止—1821年イエーナ大学鑑定意見をめぐって—」『福岡大学法学論叢』第64巻第1号258-261頁を参照。

この係争物処分禁止のゆえに、シュテューデル美術館は、新規に、絵画を購入することができなくなった。とくに、絵画蒐集家として知られていたポアスレー兄弟 Sulpiz Boisserée 及び Melchior Boisserée の蒐集した絵画コレクションは、シュテューデル美術館ではなく、バイエルン国王ルートヴィヒ I 世の手に渡ることになった。

このことにつき、スルピッツのメルキオール宛て1824年8月29日付け書状を参照：「親愛なるメルキオール！僕は、トマス、ラインハルト、エーマン及びガイタと昨日すでに話した。そして、ポォエマーとは、本日、トマスのところで、庭で朝食を摂った。僕がすでに述べたとおり、すべては、われわれに有利な意見にある。おもな困難は、シュテューデルの訴訟にある。；しかし、ひとは、この不愉快な物語に終止符を打つ必要性について確信しているように見える。われわれが、この地 [フランクフルト] におけるように、われわれが、多くの真の友達を持つ都市に、われわれの永久の住処を見出すことを、運命が許さないとすれば、それはまことに残念なことであろう。なるほど、われわれは、目標からはなお程遠い。しかし、たしかに大きな見込みが、われわれのために示されている、ということを、僕は否定できない」。(下線は、引用者による)。Sulpiz Boisserée, Bd.1, Stuttgart 1862, S.440.

- 9) „...Da jedoch der Prozeß ohne Zweifel wieder durch die drey Instanzen durchgehen wird, so mag es immer noch mehrere Jahre dauern, bis endlich das Schluß-Resultat erscheint.” Morgenblatt für gebildete Stände, Nr.85, Kunst-Blatt, Montag, den 22. Oktober 1821, S.339.

1819年時点におけるシュテューデル美術館代表理事のこの事件についてのコメントをも参照：「...美術館が設立され、かつ、その慈善的活動を開始して以降9か月にならないうちに、この地の弁護士が登場した。かれは、ストラスプー

ル及びバリ在住の幾人かのシュテューデルの親戚の委任を受けていた。これらの親戚には、あるいは、まったく遺贈されず、あるいは、わずかな遺贈しか残されなかった。この弁護士は、遺言を攻撃し、そして、それによって、[シュテューデル] 美術館全体を無効にすることを試みた。…原告は、その訴えの理由を、次の主張に根拠付けた。：シュテューデルの遺言は、相続人指定に関しては、目に見える瑕疵を持つ。というのも、美術館は、この相続人指定の時点においては、国家によって認可されていなかったし、したがって、相続能力ある倫理的人格 *persona moralis* として見られることができないからである。なぜなら、ローマ法によれば、許される団体 *collegium licitum* として見られるためには、国家の認可が必要だからである、という。そして、これらの法定相続人は、相続財産を求める訴えを提起した。：そもそも、事前の認可が必要であろうならば、かかる認可は、フランクフルト大公によって、当時のランデスヘルとして、最良の形式で与えられていた。このことは、新しい国制 [自由都市フランクフルト] によっても、[シュテューデルによる] 遺言の変更によっても破棄されていない。なぜなら、認可されたのは、遺言ではなく、ひとたび設立されるべきであった美術館であり、この美術館は、その設置の点では不変だからである。ところで、ドイツ法及びローマ法の諸原則によれば、公益的目的はすべて人格として見られる。それは、処分がおこなわれることによって、この目的を人格化する可能性が与えられると、ただちに、である。それゆえに、どこにおいても、この人格の設立または法的有効性のためには、政府による事前の承認は、不要である。それゆえに、美術館のみが単独で相続人に指定されたであろう場合には、すでに、観念的法主体としての敬虔目的 *pia causa* の相続人指定が、それ自体として完全に存立する。しかし、ここでは、国家、市民団に、財産が遺贈され、そして、ただ、それとならんで、[美術館による] 管理の形式が規定されたにすぎない。[フランクフルト都市] 参事会の事後的な許可は、ただ執行のために必要であるにすぎない。なぜなら、この参事会が、市民団の名で相続したからである。この事後的な許可は、遺言者 [シュテューデル] が、ただ、次の条件付きでのみ遺言しただけに、なおさら必要である。：かれによって指定される相続人は、国家の同意を受け取る、という条件である。この同意がおこなわれるとただちに—実際生じたように—相続人指定もまた、条件成就後に法的に有効であった。ちなみに、相手方は、ローマ法の意味における許されざる団体 *collegia illicita* について述べるが、このことは、本件にはまったく適用できない。なぜなら、これらの団体は、固有の私的目的のための複数人の結合という基本概念であるが、—しかし、ここで話題であるのは、共同体の利益だからである。代表理事が相続人に指定されるのではなく、市民団の財産としての美術館が相続人に指定されるのである。さて、原告は、占有委付に対して原状回復されることを意欲し、そして、仮に、係争物保管を実現することを意欲

した。しかし、この地の都市裁判所での第一審においては、そして、第二審においては、ランズフートの法学部の判決によって、原告の原状回復請求及び係争物保管請求は、理由がないとして棄却された。…」 Carl Friedrich Starck, Das Städel'sche Kunst-Institut in Frankfurt am Main, S.16-19.

3. 美術館理事就任

なぜ、ボォエマーは、シュテューデル美術館理事に選任されたか。おそらくは、その1つの、そして、最大の理由は、ボォエマーが、シュテューデル美術館による絵画購入をめぐる紛争を解決するためにおこなった貢献にあった。

シュテューデル美術館は、かねて、イタリアの画家フィリッポ＝リッピ Fra Filippo Lippi¹⁾、ソドマ Il Sodoma（本名ジョヴァンニ＝アントニオ＝ヴァツイ Giovanni Antonio Bazzi）²⁾ 及びドメニコ＝デイ＝バルトロ Domenico di Bartolo³⁾ の絵画を、画商ヨーハン＝バプティスト＝メツガー Johann Baptist Metzger⁴⁾ から購入していた。この購入を斡旋したのが、ボォエマーの友人でローマ在住の画家ヨーハン＝ダヴィット＝パサヴァント Johann David Passavant⁵⁾ であった。しかし、シュテューデル美術館とメツガーないしパサヴァントとの間には、軋轢が生じていた。この軋轢を解消するべく、斡旋を名乗り出たのが、ボォエマーであった。

1821年10月18日、ボォエマーは、シュテューデル美術館代表理事であったカール＝フリードリヒ＝シュタルク Carl Friedrich Starck 宛て書状で、かの三名の画家の絵画購入問題について、論点整理をおこなっている⁶⁾。第一に、バルトロの絵画については、問題はない。シュテューデル美術館は、この絵画の価値を認めている。第二に、ソドマの絵画は、シュテューデル美術館が所蔵するほどの価値あるものではない。売り手の画商メツガーは、ソドマの絵画を引き取る用意があることを表明している。したがって、ソドマの絵画

についても問題はない。第三に、もっとも困難な問題となっているのが、リッピの絵画である。この絵画は、多くの芸術批評家によれば、上塗り übermalt⁷⁾ されていると見られ、したがって、この絵画は、シュテューデル美術館の見解によれば、シュテューデル美術館にはふさわしくない。これに対して、メツガーは、真逆の意見を主張している。この第三点に関するシュテューデル美術館とメツガーとの対立について、示談 gütliche Vereinigung を成立させることが望ましい。

ボォエマーは、この示談ないし和解 Vergleich として、2つの選択肢を提案した。第一の選択肢は、シュテューデル美術館が、リッピの絵画を返却せずに保持し、ソドマの絵画のみをメツガーに返却することである。これに対して、メツガーは、一定金額を売買代金から減額することに応じる。第二の選択肢は、当初の売買代金に見合った、メツガーの保有する別の絵画をシュテューデル美術館に提供することである。これに対して、シュテューデル美術館は、リッピの絵画の返還と引き換えに、メツガーの提供する別の絵画のうちの1点を選択して引き取る。シュテューデル美術館が、メツガーの提供する別の絵画のいずれも気に入らないときは、第一の選択肢を採る。

ボォエマーは、以上の2つの選択肢のうち、第一の選択肢を推奨した。

ボォエマーの提案に対して、シュタルクは、1821年11月24日付け書状⁸⁾ で、シュテューデル美術館理事会を代表して応答した。シュタルクは、ボォエマーの斡旋の労を多として感謝した。そのうえで、シュタルクは、シュテューデル美術館が、リッピの絵画を保有したままにするという、ボォエマーの第一の選択肢を採用することを拒否した。なぜなら、シュテューデル美術館は、公知の事実として、リッピの絵画が真筆であることを承認しないし、かつ、かの絵画を、リッピの真筆として公衆に展示することはできないからである。これにひきかえ、シュタルクは、第二の選択肢、つまり、シュテューデル美術館がリッピの絵画をメツガーに返還したうえで、メツガーの保有する別の絵画

の提供を受けるという選択肢は、シュテューデル美術館にとって受諾できる *annehmlich* 選択肢だと返答した。シュタルクは、メツガーが別の絵画を提供するならば、リップの絵画を送り返し、かつリップの絵画相当分の代金の支払いに応じる。

シュタルクの返答を承けて、1822年10月22日付け書状⁹⁾で、ボォエマーは、応答した。メツガーは、うへの第二の選択肢に応じる。ただし、メツガーは、その分、さらに、530ルイ王金貨 *Louisdor* を要求する。メツガーのこの提案は、シュテューデル美術館にとって応諾できるものではない。したがって、ボォエマーは、さらに、メツガーに、かのリップの絵画を、いくつかの条件付きで引き取るよう要求することを提案した。それらの条件とは、以下のとおりであった。①シュテューデル美術館は、バルトロの絵画を保持する。②シュテューデル美術館は、リップ及びソドマの絵画を、送料自己負担でメツガーに返還する。③メツガーは、リップ及びソドマの絵画を引き取るが、売買代金のうち、一定金額を、シュテューデル美術館に払い戻す。④シュテューデル美術館は、すべての運賃を、手形及び戻り手形などで負担する。

これに対して、シュテューデル美術館代表理事シュタルクが、どのように返答したかについては、現在のところ確認できなかった¹⁰⁾。

当時の絵画売買の実相を窺わせる以上のやり取りの中で、シュテューデル美術館理事ら、とくに、代表理事シュタルクが、ボォエマーの紛争処理能力を評価したようである。これが、ボォエマーをシュテューデル美術館理事に迎える一因となった。

1822年11月20日、ボォエマーは、シュテューデル美術館の理事に選任された。翌1823年2月14日付けでボォエマーがローマにいる友人パサヴァントに宛てて書いた書状¹¹⁾は、理事に選任された喜びと希望に溢れている。

「僕の手紙をまだ投函していないのに、僕がシュテューデル美術館 [理事] に選任されたことについて君が、[ハインリヒ=] ヒュプシュ [Heinrich]

Hübsch¹²⁾からはじめて情報を受け取った、ということが、どうして可能だったのか、わからない。僕は、君に折り返しの返信で書いたからだよ。とにかく、君がこのこと〔理事選任〕について喜んでくれたことを思うと、僕は、この選任をこのうえもなく嬉しく思う。』

ボォエマーは、訴訟が、本権訴訟 *petitorium* の段階にあることを伝えたいので、シュテューデル美術館の構想について、情熱を込めて語っている。

「美術館の編成は、理事らが宣誓している遺言にもとづく。この遺言は、次のように定める。： 1) 美術館は、もっぱらこの地の都市と市民団のためにあるべきである。 2) ギャラリーが置かれるべきである。 3) 職人の教化のための学校。ギャラリーと建設されるべき建物が、外国で生活している芸術家らを雇用する資金を提供する。； 職人学校。この学校と上級美術学校（ただし大勢の生徒を持つことはけっしてない）が結び付けられうる。これは、幾人かのすぐれた芸術家をここに招聘する手段である。このことは、多くの観点から、必要にしてこのうえもなく望ましいことである。』

ボォエマーは、さらに続けて述べる。「神は知り給う。僕は、ただベストのみを意欲する。しかも、それは、僕が理解するのではなく、〔僕よりも〕もっと立派な人々が理解するとおりである。こうしたより立派な人々と知り合い、そして、かれらと友誼をもって繋がることを、僕は、理事としてもまた、大きな幸運だと思う。われわれが自由にふるまえるならば、造形芸術のすべての専門領域から、きわめて優秀な人物が招聘されるのを、僕は、第一に、最重要事と考える。なぜなら、代表理事は、かれが何をなすべきかを、こうした人々からはじめて聞き知らねばならないからである。これらの人々には良い俸給を払わねばならない（もっともお金がかかるのが、もっとも廉い）。かれらは、雇用されねばならない。；かれらは、厳格な服従関係にはなく、かれらが招聘された専門領域においては、できる限り自由であってよい。』

ボォエマーは、シュテューデル美術館が、フランクフルトの「都市と市民

団」のために設立されること、同美術館には、芸術品展示と芸術家養成学校との2つの使命があること、そして、優秀な芸術家を招聘するべきであることを、主張した。

理事選任の1822年11月20日以降、待ち受けていたのは、訴訟事件に関する多くの事務処理であった。

注)

- 1) フラ=フィリッポ=リッピ（1406年ごろ-1469年）については、ジョルジョ=ヴァザーリ『美術家列伝』第2巻（2020年 中央公論美術出版）345-358頁を参照。
- 2) ジョヴァンニ=アントニオ=バッツイ、通称ソドマ（1477年-1549年）については、ジョルジョ=ヴァザーリ『美術家列伝』第5巻153-174頁（2017年 中央公論美術出版）を参照。
- 3) ドメニコ=バルトリないしドメニコ=ディ=バルトロ=ゲッツィ Domenico di Bartolo Ghezzi（1400年ごろ-1445年以前）については、ジョルジョ=ヴァザーリ『美術家列伝』第1巻（2014年 中央公論美術出版）405頁注16を参照。
- 4) ヨーハン=バプティスト=メツガー（1771年-1844年）については、Friedrich Hefele, Johann Baptist Metzger von Staufen, 1771-1844, Kupferstecher und Kunsthändler in Florenz, in: Zeitschrift des Breisgau-Geschichtsvereins „Schau-ins-Land“, Bd.102, 1983, S.137-154を参照。
- 5) ヨーハン=ダヴィド=パサヴァント（1787年-1861年）については、Art. Passavant, Johann David, in: Allgemeine deutsche Biographie, Bd.25, Leipzig 1887, S.198-203 von Otto Donner von Richter を参照。
- 6) フランクフルト大学ゼンケンベルク図書館手稿部門所蔵請求番号1 K 5 S Nr.152. von Böhmer an C.F.Starck. 1821, fol.310 recto-fol.331 verso.
- 7) 上塗り Übermalung : [描いた画家] 自身の手または他人の手によって、絵画において上塗り übermalen された箇所。(絵画全体の上塗りもある)。これらの上塗りは、画像の性格を変更し、ないしは改竄し、そして、それゆえに復元者によってふたたび消去されることができ。Meyers Enzyklopädisches Lexikon, Bd.24, Mannheim 1979, S.73, Art.Übermalung.
- 8) フランクフルト大学ゼンケンベルク図書館手稿部門所蔵請求番号1 K 5 S Nr.153. von C.F.Starck an Böhmer. 1821, fol.312 recto-fol.312 verso.
- 9) フランクフルト大学ゼンケンベルク図書館手稿部門所蔵請求番号1 K 5 S Nr.154. von Böhmer an C.F.Starck. 1822, fol.314 recto-fol.315 recto.

10) 1823年2月16日付けボォエマーのシュテューデル美術館理事会宛て書状（フランクフルト大学ゼンケンベルク図書館手稿部門所蔵請求番号1 K 5 S Nr.143, fol.291 verso-fol.294 verso）は、その後の経過について述べたうえで、あらたな提案を、おこなっている。「…1821年11月24日に、[シュテューデル]美術館は、[ボォエマーのおこなった2つの提案のうち]第二の提案を承認し、そして、新しい絵画が到着した後14日以内に、それらの新しい絵画を受け取るかどうかについて判断することを約束しました。わたしは、ただちに、パサヴァント氏に[シュテューデル]美術館の書状を通知しました。しかし、このパサヴァント氏は、当初は、当時重い病気にかかっていたメツガー氏からは、返事を知らされませんでした。そして、[パサヴァント氏は]後にペルージアから—かれは、そこで、夏の間滞在したのですが—、フィレンツェに向けて旅行することを決意しました。それは、ことがら全体を、自ら、できるだけ早く決着付けることができるようにとの一念からです。1822年10月22日に、わたしは、1通の書状において、[シュテューデル]美術館に、パサヴァント氏が、わたしに、かれの旅行の結果として通知したことを報告しました。パサヴァント氏は、次のように考えました。メツガー氏が、当時保有し、そして、メツガーのところでは自由に処分できた絵画のうちでは、ただ、フラ＝バルトロメオ Fra Bartolomeo の絵画のみが、かかる交換に適している。しかし、この交換は、不可能である。なぜなら、[シュテューデル]美術館は、この場合においては、なお、些細ではない金額を返金しなければならないからである。それゆえに、パサヴァント氏は、M [メツガー]氏に、次のように表示しました。パサヴァント氏は、金銭を増額し、かつ、金銭を返金する用意がある。1822年11月2日に、[シュテューデル]美術館は、この提案を、この提案がおこなわれた通りに全面的に承認しました。そして[シュテューデル美術館は]かの絵画をただちに送りました。わたしは、わたしにおこなわれた委託に従って、このことについて、パサヴァント氏及びメツガー氏に、さらに知らせました。以上が、本件のこれまでの経緯についての叙述です。…パサヴァント氏は、その新しい書状において、次のように書きました。パサヴァント氏は、しかるべく待った後で、ようやく、メツガー氏から書状を受け取った。メツガー氏は、この書状の中で、次のように表示しました。メツガー氏は、別段の拘束義務のゆえに、債務として負っている金額を、即時支払うことができない。しかし、今年の12月と来年の12月に、そのつど、半分ずつ支払うことができる、というのです。パサヴァント氏は、この[メツガー氏の]発言を、次のように考えています。メツガー氏は、コレクション全体を、ザクセン＝コープルクの王子レオポルトに売却する、というより確実な見込みを持った。メツガー氏は、それによって、たんに、金銭を十分に獲得するばかりか、おそらくは、リップの絵画をもまた一緒に持ち込みたいだろう。以上のことから、まさに、ことがらは、次のように見えます。パサ

ヴァント氏は、メツガー氏のふるまい及びそこから〔シュテューデル〕美術館に関して生じる不都合を見破っています。それゆえに、パサヴァント氏は、かつて〔シュテューデル〕美術館によって是認された、〔絵画〕交換の提案に立ち返り、そして—いまや、ふたたび、メツガー氏のすべての絵画が自由に処分できるのですから—パサヴァント氏は、このために、かれが熟知し、なるほど、第一級の作品とは言わないが、しかし、たしかに、選ばれたコレクションにおいてもまた、名誉ある地位に値すると言える作品を提案します。そして、それらの絵画の総額は、パサヴァント氏がそれについてもっているさしあたっての知識によれば、ほぼ、メツガーの債務を埋め合わせるであろうものです。…〔以下、絵画4点が列挙されている〕。…さて、以上の事情の下で、〔シュテューデル〕美術館は、何をおこなうであろうかが問われます。わたしは、わたしの尊敬する〔理事会の〕同僚諸氏に、このことについてのわたしの考えをお伝えすることを願います。第一のケース。ひとは、約定を遵守し、ただちに、支払いを要求する。この場合には、次のことに留意するべきです。約定においては、期日が定めてありません。；〔シュテューデル〕美術館宛てのわたしの書状は、かかる明確な表示を含んでいませんし、パサヴァントの書状もまたそれを含んでいません。わたしは、このパサヴァントの書状から、該当箇所を、ここに添付します。さて、なるほど、次のことが明らかです。即時支払いが存在したが、しかし、それは、文言上は述べられなかった、ということです。そして、ひとは、どのようにして、この即時支払いを強制するべきでしょうか？第二のケース。ひとは、比較的より短い期限を獲得しようとし、そして、万一の場合には、申し出られた期限を認める。この場合には、もちろん、延期は、とてもリスクのあるものです。メツガー氏は、1822年には、死に至る病にかかっていました。メツガー氏は、1824年末前に死亡する可能性があります。そして、そのときは、どうなるのでしょうか？絵画は、それにもかかわらず、すべての毀損から保護されるのでしょうか？第三のケース。ひとは、申し出られた絵画またはその他の、パサヴァント氏によって、メツガー氏の諸々の絵画の中から選ばれるべき絵画との交換を承認する。ここでは、さまざまな、さらなる種類を考慮することができます。そして、その場合には、絵画を受け取るか、あるいは、さらにまた、期限を定めることもまた自由です。メツガー氏が、このことを承認するかどうか知りません。なぜなら、〔メツガー氏は〕絵画を閲覧に提供することができない限り、このことによって不利益を受けたからです。そして、誰が、運送費を負担するべきでしょうか？—したがって、ここには、ふたたび悪しき状態があります。こうした悪しき状態が、ことがらの最終的判断を長引かせます。第四のケース。ひとは、交換を無条件に承認し、そして、〔シュテューデル〕美術館の利益を、可能な限り多くの金銭を、現金で、メツガー氏から受け取ることにしても、また、不足額分に関するメツガー氏の諸々の絵画の中での選択に

ついても、パサヴァント氏に一任する。このケースを支持するのが、次のことです。ことがら全体が、このことによって、明らかに、絵画について処理されるでしょう。なぜなら、メツガー氏は、諸々の絵画の十分な選択を持つからです。これらの絵画は、パサヴァントにとってつぶさに周知である絵画ばかりではなく、パサヴァントが相談できる、われわれのその他のもっとも優れた芸術家らにとって周知の絵画でもあります。事情からすれば、次のことが、とくに有利に付け加わります。パサヴァント氏は、おそらくは、夏には、帰郷の旅に就きます。パサヴァント氏は、これによって、すべてを自ら配慮する状態になります。反対に、パサヴァント氏がイタリアを離れた後では、メツガー氏が示すあり方ですと、かの将来の取り決めは、格段に困難でしょう。ここで〔シュテューデル〕美術館が、パサヴァント氏に措く信頼は、美術館が、かれに、当初すぐに最初の委託を与えたのと変わっていません。これは、1つの問題です。この問題には、たんに、すべての、過去に生じたことばかりか、現在の状況をも斟酌して答えるべきです。わたしは、ここでは、ただ次のことのみを述べます。パサヴァント氏は、メツガー氏と知り合いになる機会を十分持っていました。パサヴァント氏が、かれにとって可能なすべての方法で、〔シュテューデル〕美術館の利益を主張しようとするでしょう。パサヴァント氏は、絵画全体について、また、ここで問題になっている、メツガー氏について十分な知識を保有します。パサヴァント氏は、そもそも、つねに、正直でかつ〔シュテューデル〕美術館のために心を砕き、たとえ思い違いをしても、すこぶる熱心であることが証明され、最高に非のうちどころのないことが証明されています。…わたしは、わたしの尊敬する同僚諸氏に、かくも長い考察を、皆さんに供したことについてお許しを願いたい。しかし、わたしは、このことについてただ寛恕を見出すことを期待します。なぜなら、このことがらにおける新しい不幸な没落は、わたしにとっては、わたしが、まさに、このことがらの幸運な終わりでもって、名誉ある、そして、わたしによって、もっとも感謝すべき、承認された信頼を正当化することを考えただけに、なおさら、不愉快なものだからです。このことがらは、この信頼によって、わたしに囁きました。ひょっとしたら、同僚諸氏の識見は、わたしが考えたさまざまな方策よりも、なお最良の方策を〔生み出すでしょう〕。…おしまいに、わたしは、われわれの尊敬する代表理事の裁量に、次のことを委ねます。以上のことを、たんに、回状のかたちで周知するととどめ、そして、直近の会議で、票決と議決とのために、ふたたび提出することが、目的に適っていないであろうかどうかです。ポォエマー」。〔下線は、原文のまま〕。

文中に出て来るフラ＝バルトロメオ（1472年-1517年）については、ジョルジョ＝ヴァザーリ『美術家列伝』第3巻（2015年 中央公論美術出版）97-111頁参照。

この絵画購入事件一般については、Corina Meyer, Die Geburt des bürgerlichen Kunstmuseums, S.258-291が詳細である。

11) Janssen, Briefe, Bd.1, Freiburg im Breisgau 1868, 114-115.

12) ハイน์リヒ＝ヒュプシュ（1795年-1863年）は、ドイツの建築家。1822年当時、ヒュプシュは、ローマに滞在していた。

ちなみに、ヒュプシュは、1824年春、ボォエマーの推薦を承けてシュテューデル美術館付設建築学校教員に就任している。参照：Art.Hübsch, Heinrich, in: Allgemeine deutsche Biographie, Bd.13, Leipzig 1881, S.273-275 von Woltmann.

4. 理事としての活動

1823年6月30日付けザミュエル＝アムスラー Samuel Amsler宛て書状¹⁾では、いそいそとシュテューデル美術館理事会に参加するボォエマーの姿が浮かび上がる。「…君は、僕が、現在、シュテューデル美術館の5名の理事のうちの一人だということを、知っているよね。僕は、ちょうどいま、[午後]3時45分にこの手紙を打ち切る。それは、[シュテューデル美術館の]理事会にでかけるためだよ。この会議では、おそらく、われらがパサヴァントの大きな努力の成果として、すぐれた従兄弟が、空席になった[理事の]地位に選任される。これによって、多数派が、新しい芸術運動にとって有利であろうというものだ。—これは、神の思し召しのように、今後多年にわたり、最高に幸運なものとして見られるであろう出来事だ」。ここにあるのは、シュテューデル美術館の理事会で、フィリップ＝ヤコブ＝パサヴァント Philipp Jakob Passavant²⁾が、新しい理事に選任されること及びそれによってシュテューデル美術館に新しい息吹が注がれることへの期待であった。

理事に就任したボォエマーは、シュテューデル美術館事件に追われた。この事件への対応が、ボォエマーによる美術館理事本来の活動を妨げた。このことは、ボォエマーの1823年4月（日は不詳）付け、ゲッティンゲンの恩師ザ

ルトリウス Sartorius 夫人宛て書状³⁾からも窺える。「…シュテール美術館においては、わたしには、[シュテール美術館事件の] 訴訟が終了した後では、とても重要な活動が保証されています。そして、そうなれば、わたしは、もっとも快適に、研究に従事できます。これらの研究は、わたしの教養のために必要であるように見え、そして、わたしは、それによって、ひょっとしたら、他人のためにいくばくかの果実を採集するでしょう」。ここには、シュテール美術館事件終結後の研究専念への期待が述べられている。裏返せば、同事件終結までは、同事件への対応で忙しかったことが、ここから読み取れる。

ボォエマーは、とくに、1827年9月以降、シュテール美術館事件に振り回されることになる。ボォエマーは、この事件に、どのように関わったのか。わたくしがこれまで公表した、乏しい研究成果の中からですら、われわれは、シュテール美術館事件へのボォエマーの関与について、以下のとおり確認することができる。

1826年5月12日：リューベックにある四自由都市共通上級控訴裁判所が、1826年4月14日付けで、シュテール美術館に対して和解を勧奨してきたのに対して、シュテール美術館理事らは全会一致で和解を拒絶することを決議した。同年5月13日、ボォエマーが、和解拒絶の回答を、リューベックの訴訟代理人弁護士プレラー Preller に送付した⁴⁾。

1827年9月4日：ボォエマーは、他の人々と一緒に、フランクフルトに滞在していたエドゥアルト＝ガンス Eduard Gans と白鳥ホテル Hotel zum Schwan で面談した。ガンスは、ハレでは、シュテール美術館に不利な判決が作成されつつある、と述べた⁵⁾。

1827年9月5日：ボォエマーは、同僚理事テオドール＝フリードリヒ＝アルノルト＝ケストナーと共に、ヨーハン＝フリードリヒ＝ガブリエル＝シュリン Johann Friedrich Gabriel Schulin (大シュリン) 宅を訪問し、シュテール

デル美術館敗訴の「噂」を伝えた⁶⁾。

1827年9月6日：シュテューデル美術館の理事会で、和解にあたっては、フランクフルト都市参事会の事前の許可または事後の追認を要すると説く大シュリンに対して、ポォエマーは、シュテューデル美術館の貯金でもって和解するのであれば、フランクフルト都市参事会の事前の許可または事後の追認は不要だと主張して反対した⁷⁾。

1827年9月13日：ポォエマーは、ハイデルベルク大学法学部教授カール＝サロモ＝ツァハリアエ Karl Salomo Zachariä 宛て、質問状を作成・発送した。質問状は、以下の3点に及んだ。①ハレ大学法学部判決団がガンスに判決内容を漏洩したことを理由として当該判決を無効とすることは、法的に根拠付けられるか？②シュテューデル美術館は、当該判決の無効を獲得するために、いかなる手段をとることができるか？③フランクフルトの都市及び参事会が、本件訴訟に参加することは、許されるか？⁸⁾

1827年9月15日：ポォエマーは、ハレに情報収集のためにシュテューデル美術館によって派遣されたフリードリヒ＝ジークムント＝ヨホ Friedrich Siegmund Jocho が、何もハレから書いてよこさないのに、驚いた⁹⁾。

1827年9月15日：ポォエマーは、9月13日に、ツァハリアエ宛て質問状を発送したことをシュテューデル美術館理事会で報告した。併せて、ポォエマーは、フランクフルト都市参事会に訴訟告知して訴訟に参加させることに反対だ、と主張した¹⁰⁾。

1827年9月27日：シュテューデル美術館理事会で、ポォエマーは、大シュリンと共に、和解締結に反対した。これに対して、代表理事シュタルク及び理事ケストナーは、フランクフルト都市参事会による追認を留保して和解がすでに締結されたと主張した¹¹⁾。

1827年9月28日：ポォエマーは、シュテューデル美術館代表理事シュタルクから、理事会に対する侮辱的発言のゆえに弁明と謝罪を求められた弁護士大

シュリンの回答書草稿を、大シュリンから提示されていた。ボォエマーは、この日、その草稿を、理事らの回覧に供した。理事らは、その草稿に不満であった¹²⁾。

1827年10月1日：大シュリンは、書き改めた回答書草稿を、ボォエマーに示した。ボォエマーは、これならば、理事らが満足するであろうと、答えた¹³⁾。

1827年10月21日：シュテーデル美術館理事会は、ボォエマーが起草した和解交渉承諾書案文を承認した¹⁴⁾。

1828年1月5日：ボォエマーは、かねて自らが作成していた遺言者ヨーハン＝フリードリヒ＝シュテーデルの家系図が、とくに母方の系図が欠落して、不正確であったことを認め、これを撤回した¹⁵⁾。

1828年1月5日：ボォエマーは、フランクフルトにおける遺言による財団設立の先例として、1753年のクロンシュテット財団を挙げた¹⁶⁾。

1828年1月5日：ボォエマーは、アントン＝フリードリヒ＝ユストゥス＝ティボー Anton Friedrich Justus Thibaut が、シュテーデルの遺言による、設立されるべきシュテーデル美術館の相続人指定を法的に有効だという意見を持っていることを報告した¹⁷⁾。

以上、これまで判明したボォエマーのシュテーデル美術館事件における活動を概観した。弱冠30歳前後ながら、各方面への照会文書作成、家系図作成、そして、訴訟代理人弁護士とのやりとりなど、その積極的活動には、瞠目するべきものがあった。

注)

1) Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Briefe, Bd.1, Freiburg i. B. 1868, S.125.

ザミュエル＝アムスラー (1791年-1849年) は、スイスの銅版画家。1816年から1825年まで (途中いったん帰国) ローマにとどまっていた。1829年から、

ミュンヘンのアカデミーで銅版画の教授に就任した。Allgemeine deutsche Biographie, Bd.1, Leipzig 1875, S.416-417 von Franz Schnorr von Carolsfeld.

- 2) フィリップ=ヤコブ=パスヴァント（1782年-1856年）は、その兄弟とともに、フランクフルトで、「パスヴァント兄弟会社」を設立し、絹などの繊維卸業に従事した。1823年から1850年まで、シュテューデル美術館理事の地位にあった。Hessische Biografie, Art.Passavant, Philipp Jakob（ウェブ版）を参照。

フィリップ=ヤコブ=パスヴァントがシュテューデル美術館理事に迎えられたことについてのボォエマーの期待については、Erwin Kleinstück, Johann Friedrich Böhmer, Frankfurt am Main 1959, S.185：「...しかし、ボォエマーは、5名の〔理事のうちの〕一人にすぎなかった。それゆえに、当初から、次の危険が存在した。ボォエマーは、生き生きとした芸術の方向の主張者として、その他の理事たちによって多数決で凌駕されるであろう、という危険である。それは、これらの理事が、〔絵画〕購入のさいに、フランクフルトにおいて伝統的な嗜好に、すなわち、後期イタリア及びオランダの画家たちへの最真に固執したならば、である。... ヨーハン=ダヴィト=パスヴァントの芸術に造詣のある従兄弟フィリップ=ヤコブ=パスヴァントが、シュテューデル美術館の理事に選任された時にもまた、1つのさらに〔ボォエマーにとって〕有利な印を見たのである。...」。

フィリップ=ヤコブ=パスヴァントが理事に就任する直前の1823年の時点で、シュテューデル美術館の理事5名は、以下のとおりであった。Philipp Nicolaus Schmidt（1750年-1823年；その後任がフィリップ=ヤコブ=パスヴァント）；Carl Friedrich Starck（1774年-1833年）；Carl Ferdinand Kellner（1775年-1841年）；Theodor Friedrich Arnold Kestner（1779年-1841年）、それに、ヨーハン=フリードリヒ=ボォエマーである。1823年当時、シュミットは、73歳、シュタルクは、49歳、ケルナーは、48歳、ケストナーは、44歳であった。これに対して、ボォエマーは、28歳であった。パスヴァントは、1823年理事就任時には、41歳であった。ボォエマーが、理事としては並外れて若かったことは、明らかである。

Staats-Calender der Freien Stadt Frankfurt. 1823, Frankfurt am Main, S.87 参照。

フィリップ=ニコラオス=シュミットは、商人にして銀行家であった。1792年-1823年に、自由都市フランクフルトの常設市民代表団のメンバーであった。Hessische Parlamentarismusgeschichte（ウェブ版）参照。

カール=フリードリヒ=シュタルクは、1796年にフランクフルトの弁護士 Advokat となっている。1818年-1819年には、自由都市フランクフルトの立法会議のメンバーであった。Hessische Parlamentarismusgeschichte（ウェブ版）参照。

カール＝フェルディナンド＝ケルナーは、シュテューデルとの共同会社 Kellner & Städel の共同経営者であった。1809年-1841年には、自由都市フランクフルトの立法会議のメンバーであった。Hessische Parlamentarismusgeschichte (ウェブ版) 参照。

テオドール＝フリードリヒ＝アルノルト＝ケストナーは、医師であった。1804年に、ゲーテの仲介でフランクフルトに定住した。1818年には、フランクフルトの都市医師となった。Hessisches Landesamt für geschichtliche Landeskunde (ウェブ版) 参照。

以上につき、Corina Meyer, Die Geburt des bürgerlichen Kunstmuseums, S.148-153及び S.168-170にある叙述をも参照した。

- 3) Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Briefe, Bd.1, Freiburg i. B. 1868, S.121-122.
- 4) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における判決漏洩(2・完)」『福岡大学法学論叢』第65巻第4号786頁注2参照。シュテューデル美術館所蔵 Staedel contra Staedel IV 所収。和解拒絶の理由は、本権訴訟にあって、シュテューデル美術館が、第一審フランクフルト都市裁判所及び第二審フランクフルト控訴裁判所において勝訴していたことにあった。
- 5) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における和解の成立について」『福岡大学法学論叢』第64巻第4号859頁：フランクフルト都市史研究所所蔵 OAGL Z Nr.1444. [66](#), fol.54 recto 及びシュテューデル美術館所蔵 Staedel contra Staedel, V, fol.147.
- 6) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における判決漏洩(1)」『福岡大学法学論叢』第65巻第3号491-492頁：バーゼル大学図書館所蔵 UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.16 recto-fol.16 verso.
- 7) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における判決漏洩(2・完)」『福岡大学法学論叢』第65巻第4号775頁：バーゼル大学図書館所蔵 UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.17 verso.
- 8) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における判決漏洩(2・完)」『福岡大学法学論叢』第65巻第4号787頁注10：シュテューデル美術館所蔵 Staedel contra Staedel, V 所収。
- 9) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における判決漏洩(1)」『福岡大学法学論叢』第65巻第3号514頁注34：バーゼル大学図書館所蔵 UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.27 verso.
- 10) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における判決漏洩(2・完)」『福岡大学法学論叢』第65巻第4号787-788頁注10：シュテューデル美術館所蔵 Staedel contra Staedel, V.
- 11) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における判決漏洩(2・完)」『福岡大学法学論叢』第65巻第4号796-797頁注41：バーゼル大学図書館所蔵 UB Basel,

- Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.41 recto.
- 12) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における判決漏洩（2・完）」『福岡大学法学論叢』第65巻第4号789頁注17：シュテューデル美術館所蔵 Staedel contra Staedel, V.
 - 13) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における判決漏洩（2・完）」『福岡大学法学論叢』第65巻第4号789頁注17：バーゼル大学図書館所蔵 UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.53 recto-fol.54 verso.
 - 14) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における判決漏洩（2・完）」『福岡大学法学論叢』第65巻第4号798頁注51：バーゼル大学図書館所蔵 UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.69 recto.
 - 15) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における判決漏洩（2・完）」『福岡大学法学論叢』第65巻第4号796頁注37：バーゼル大学図書館所蔵 UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.76 recto-fol.76 verso.
 - 16) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における判決漏洩（2・完）」『福岡大学法学論叢』第65巻第4号799頁注52：バーゼル大学図書館所蔵 UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.77 recto.
 - 17) 野田龍一「シュテューデル美術館事件における判決漏洩（2・完）」『福岡大学法学論叢』第65巻第4号800頁注52：バーゼル大学図書館所蔵 UB Basel, Staedel contra Staedel, Notizen Schulin, fol.77 recto.

5. 理事としての消耗と挫折

ボォエマーにとって、シュテューデル美術館理事としての活動は、シュテューデル美術館事件によって、不本意なものに終わった。

ボォエマーは、1827年以降、各方面に、その消耗と挫折を、書状で漏らした。

1827年12月29日付けフライヘル＝フォーム＝シュタイン宛書状¹⁾では、次のように述べる。「閣下に、わたしのあまりにも長すぎる沈黙についてあえてご寛恕いただきたい原因は、わたしから、この年[1827年]をほとんど全部奪い取った業務にあります。そのさい、第一にあるのが、シュテューデル美術館です。このシュテューデル美術館の訴訟は、わたしから、それだけですでに

9月全部を取り去りました。しかし、この訴訟に関して、諸々の新聞で広まっている悪しき情報は、間違いです。そして、閣下には、喜ばしくもお聞き知りおきいただきたいことですが、いまや、あるいは、判決として、あるいは、鑑定意見として、11のドイツの〔大学法〕学部が無条件にシュテューデルの遺言が法的に有効であることに賛成することを言い渡しました。目下、最終審における新たな一件書類送付の段階でありますが一ハレへの一件書類送付は、結果を出しませんでしたので一リユーベックでは、和解の試みがおこなわれるはずです。…」。

これに対して、フライヘル＝フォーム＝シュタインは、1828年1月9日付け書状²⁾で、返答した。「あなたが引き合いに出した、音信についての差し障りは、たしかに、重要で、かつ尤も至極です。；シュテューデル美術館を、強欲とシカーネ Habsucht und Schikane の口から救い出す、というあなたの努力が、最良の成果を持つことのみを願うものです。—その真逆は、怪しからぬことです。…」。シュタインの目には、遺言者シュテューデルの従兄弟姉妹らによる訴訟は、「強欲とシカーネ」のなせるわざとしてしか映らなかったのである。

1828年1月1日付けクレメンス＝ブレンターノ Clemens Brentano 宛て書状³⁾では、シュテューデル美術館での仕事について「…いまや、仕事と心痛に充ちた業務とが続きました。それは、美術館の訴訟によって増大しました。この訴訟は、〔1827年〕9月にわたしを、たいそう圧迫しました。…」と、旧臘を回顧している。

1828年2月29日には、同じくクレメンス＝ブレンターノ宛て書状⁴⁾で1827年における訴訟活動での消耗について慨嘆している。「昨年〔1827年〕は、わたしにとって、とても幸運な年というわけではありませんでした。わたしは、昨年を、つねにイライラした状態で終えました。わたしをイラつかせる別段のことがらがあるとしても、たしかに、その多大の原因は、不幸なシュ

テューデル美術館の不幸な訴訟 der unselige Prozeß des unseligen Städelschen Institutes でした。この訴訟は、おしまいには、わたしのすべての活動、衝動そして思考と混ざり合い、あたかも、この訴訟の外には、天も救済もないようでした。激情となお異常な辛辣さとが、わたしの存在を支配しました。わたしが、おしまいには、気づき、そして、かてて加えてわたしがたんに偶々義務を負ったにすぎないことならについての現世での憂慮を、万物に関して配慮するかの人に委ねなかったであろうとすれば、わたしは、きっと病気になってしまったでしょう。しかし、いまや、わたしは、再度、安心して、そして晴れやかに自然の春にわが身を委ねることができことを望み、かつ努めます。自然の春の暖かい風が、張り詰めた神経を、自然のしなやかさに戻すように、です。そこでは、真面目さとユーモアが等しく可能です。

1828年9月23日、ボォエマーは、J.D. パサヴァント宛書状⁵⁾で、「[シュテューデル]美術館の訴訟は、いま、終わった」と告げた。

ボォエマーは、その後も、シュテューデル美術館事件への関心を失わなかった。1833年6月20日付けのフリードリヒ＝アウグスト＝ノルトホフ Friedrich August Northoff のボォエマー宛て書状⁶⁾によれば、ボォエマーは、ヒルデスハイムで起きたブルム Blum の遺言による財団設立事件について、ノルトホフとやり取りしていた。

しかし、ボォエマーは、その生涯の使命が、美術館運営ではなく、ドイツ中世史史料編纂にあることを悟った。1834年6月24日の辞任に先立って、ボォエマーは、ヨーハン＝ヴィルヘルム＝メツラー Johann Wilhelm Metzler 宛て書状⁷⁾で、辞意を表明しつつ、謝意を表した。「…わたしは、12年間、あなたの良き、まったき、かつまことに父なる指導の下で働く榮譽と幸運とを持ちました。その後、わたしは、この役職関係が、向後解消されるべきである、という知らせを、聞き知ることができますが、悲しい感情はありません。わたしに不断に与えて下さった宥恕に、わたしの心底からの感

謝でもって、真実に従って、有難うございましたと申し上げます。わたしに、あなたからこの機会に証明される満足は、いつも、わたしのもっとも貴重な記憶に属するでしょう」。

シュテューデル美術館理事として、多くの時間を、シュテューデル美術館事件解決のために費やさねばならなかったボォエマーの理事在任期間は、かれにとっては、いわば「失われた時間」であった。理事退任後、1834年10月20日付け書状⁸⁾で、ボォエマーは、同じメツラー宛て書状で、その辞任を報告した。「…わたしは、あなたに、あなたの慈悲深いお手紙に感謝を申し述べます。そのうえで、わたしがあなたにお知らせできるのは、他でもなく以下のことのみです。わたしは、12年以上に及ぶ、シュテューデル美術館のための活動の後で、[1834年] 6月24日に、その理事職を辞任しました。仕事の大きな部分が、わたしに負担となったのに、わたしは、ずっと前から、すべての重要な事項において（たとえば、昨秋以後、バラノヴスキ Baranowski 氏からの絵画購入におけるように）多数決で決着が付けられるのを見ました。そして、もはや、[シュテューデル美術館には] 公衆 das Publicum に対して行為の答責性を考慮する気がまったくありませんでした。[シュテューデル] 美術館は、これらの行為の結果については、とてもいい加減であるように、わたしには、見えます。わたしは、また、わたしの時間を、より良く用いねばならなかったでしょうに。だから、わたしは、辞任しました」。

1843年11月20日付け書肆フルター Hurter 宛て書状¹⁰⁾で、ボォエマーは「…わたしが、たしかに、シュテューデル美術館などで失った、かつての歳月を返してもらえたら！」と書いた。1846年6月2日付けのマイニンゲンなるシャオバハ Schaubach 宛て書状⁹⁾でも、「…わたしは、10年後に、シュテューデル美術館の理事会を、任意にふたたび脱会しました。わたしが、この[シュテューデル美術館という] 施設に無益にも捧げた多くの時間が残念です。この施設には、何の恵みも宿っていません」と嘆いた。

注)

- 1) Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Briefe, Bd.1, Freiburg i.B. 1868, S.167-168.
野田龍一「シュテューデル美術館事件における和解の成立について」『福岡大学法学論叢』第64巻第4号868-869頁注18参照。
- 2) Stein an Böhmer, Cappenberg, 9. Januar 1828, in: Freiherr vom Stein, Briefe und amtliche Schriften, bearbeitet von Erich Botzenhart und Walter Hu-batsch, Bd.7, Stuttgart-Berlin-Köln-Mainz 1969, S.270.
- 3) フランクフルト大学ゼンケンベルク図書館手稿部門所蔵請求番号1 K 5 B Nr.160.
- 4) Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Briefe, Bd.1, Freiburg i.B. 1868, S.170.
野田龍一「シュテューデル美術館事件における和解の成立について」『福岡大学法学論叢』第64巻第4号869頁注18参照。
なお、クレメンス=ブレンターノのポォエマー宛て1827年11月4日付け書状も参照。Clemens Brentano, Sämtliche Werke und Briefe, Bd.35, Briefe VII, Stuttgart 2012, S.415. この書状で、C. ブレンターノは、シュテューデル美術館事件に忙殺されるポォエマーに、同情 Mitleid しつつも、同時に、都市フランクフルトが、法人として人格の主体であることが理解できないと述べている。この点については、すでに、野田龍一「シュテューデル美術館事件における和解の成立について」『福岡大学法学論叢』第64巻第4号869-870頁注18で紹介したことがあった。
- 5) Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Briefe, Bd.1, Freiburg i.B. 1868, S.182.
- 6) フランクフルト大学ゼンケンベルク図書館手稿部門所蔵請求番号1 K 5 N Nr.34. 「... わたしは、あなたの手紙を、格別大いに喜びました。なぜなら、わたしは、あなたの手紙を受け取る前に、そこに記載されている書物を閲覧するにいたる希望をすでに抱いていたからです。この書物は、一あなたがとても正しく述べたように一ブルムの遺言についてのわたしの論文を作成するさいには手に入りませんでした。ブルムの遺言については、なお判決が続きました。さて、あなたは、“Actenstücke etc. in S.[achen] der Städel'schen Intestaterben u.s.w.” が、全部または一部につき、ブルムの遺言について提出された裁判一件書類に添付されるにふさわしい、とお考えです。したがって、わたしは、勝手ながら、あなたが、わたしに、とても時機を得て申し出られた約束を、たっぷり活用いたしたく存じます。そして、かの書物についてほんの2部をお恵みくださるよう、いとも謹んでお願いします。しかし、それがだめだとしても、しかし、わたしは、1部のみをわたしの勉学のために受け取りたいです。... [中略：書物の送付方法について述べる] ... あなたによってこのうえなく適当に引き合いに出されたベック財団 Beckische Stiftung 及びゾンダーハン財団 Son-

derhänische Stiftung ならびにハンブルクにおけるゲルツ女男爵の乙女財団 das Fräulein-Stift der Freifrau von Görz は、ふたたび重要でしょう。それは、これらの財団のあれこれに関して、次のことが、明らかにされるのであるならば、です。それらの財団については、異議が述べられ、そして、法定相続人らの異議申し立てにもかかわらず有効でありかつ法的に存立していると宣告されたであろう、ということです。敬具。ノルトホフ博士。ヒルデスハイム。1833年6月20日」。(下線は、原文のまま)。

ブルム事件については、野田龍一「十九世紀ドイツにおける遺言による財団設立—裁判例に見る普通法とプロイセン法」『大阪市立大学 法学雑誌』第54巻第1号58-60頁参照。ヒルデスハイムの上級裁判所 Ober-Gericht 付弁護士であったフリードリヒ＝アウグスト＝ノルトホフは、自らが訴訟代理人弁護士として担当したブルム事件について Die Gültigkeit der Erbeseinsetzung einer zu errichtenden milden Stiftung in dem Testamente des weiland Landrentenmeisters Blum zu Hildesheim. Ein theoretisch-praktischer Versuch, Göttingen 1833を公刊した。

ノルトホフが入手を希望した、文中にある Actensücke... とは、Actenstücke und Rechtliche Gutachten in Sachen der Städtelichen Intestat-Erben gegen die Administration des Städtelichen Kunstinstituts zu Frankfurt am Main, Frankfurt am Main 1827を指す。シュテューデル美術館側が公刊した判決及び鑑定意見集。

ノルトホフの前掲書には、たしかに、かの Actenstücke からの引用がない。

ノルトホフが挙げる3つの財団については、明らかにすることができなかった。

- 7) フランクフルト大学ゼンケンベルク図書館手稿部門所蔵請求番号1 K 5 M Nr.34.

ヨーハン＝ヴィルヘルム＝メツラー (1755年-1837年) は、自由都市フランクフルトで、1816-1817年、1819年及び1823年に、第一市長 älterer Bürgermeister の任に在った。Barbara Dölemeyer, Frankfurter Juristen im 17. und 18. Jahrhundert, Frankfurt am Main 1993, S.129参照。

遺言者シュテューデルは、遺言の第4条で、「... 今後、なにがしか、重要なケースが生じ、それらのケースにおいて、理事諸氏が、外部の助言を、役に立ち、かつ有益だと見るであろう場合には、理事諸氏は、とくに、現在の第二市長にして第一審裁判所所長であるヨーハン＝ヴィルヘルム＝メツラーのところへ赴くべきである。わたしは、かれの友誼と祖国愛の心情とをまったく期待し、かつ、かれは、わたしの財団のために、つねに、かれの善良な助言と透徹した見識とでもって、十分に、支援するであろうと、確信する」と述べていた。Institut für Stadtgeschichte Frankfurt am Main 所蔵遺言書 (請求番号 Verträge

der Freien Stadt Frankfurt, Nr.415) 参照。

- 8) フランクフルト大学ゼンケンベルク図書館手稿部門所蔵請求番号1 K 5 M Nr.34^a。

この書状の末尾にあるように、ボォエマーは、シュテューデル美術館理事らのうちで年輩の理事らと、運営方針をめぐって対立していた。このことについては、Erwin Kleinstück, Johann Friedrich Böhmer, Frankfurt am Main 1959, S.133:「財団運営は、5名のフランクフルト市民に委ねられた。そして、5名のうちの4名は、ボォエマーが主張する新ドイツの芸術方針とはまったく無縁であり、それどころか、拒絶して対立した。それゆえ、争いがある場合には、多数決が予想された」。

シュテューデル美術館理事会の決議が、多数決を原則とするべきことは、シュテューデルの遺言第4条が定めるところであった。:「...その他の理事会決議をおこなう場合には、多数決による」。Institut für Stadtgeschichte Frankfurt am Main 所蔵遺言書（請求番号 Verträge der Freien Stadt Frankfurt, Nr.415）参照。

- 9) Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Briefe, Bd.1, Freiburg i.B. 1868, S.358.
10) Janssen, Joh. Friedrich Böhmer's Briefe, Bd.1, Freiburg i.B. 1868, S.441.

むすび

以上、本稿では、シュテューデル美術館理事であったボォエマーの軌跡を辿った。

ボォエマーは、かねて、公共 das Publicum に開放されたシュテューデル美術館の理念に共鳴した。シュテューデル美術館が、イタリアの画家たちの作品を購入するにあたり、ボォエマーは、積極的に協力した。ボォエマーの刎頸の友であったパサヴァントの存在が大きかった。ボォエマーの積極的協力を評価したシュテューデル美術館理事会は、ボォエマーを、理事に迎え入れた。

希望に胸を膨らませて理事となったボォエマーを待ち受けていたのは、われわれがこれまで考察してきたシュテューデルの遺言をめぐる訴訟事件であった。ボォエマーは、法学博士の学位を持つ法学部出身ということもあって、この訴訟事件の被告であるシュテューデル美術館の一理事として、多忙になっ

た。とくに、1827年9月、ガンスによるハレ大学法学部判決団の判決案漏洩が発生すると、シュテューデル美術館は存亡の危機に直面した。ボォエマーは、その対応に忙殺された。

理事就任以来、ボォエマーは、美術館運営の理念と現実との乖離をまざまざと実感した。その傍らで、ボォエマーは、自らのライフワークが、美術館運営にではなく、ドイツ中世史料編纂にあることを自覚した。ボォエマーは、理事を辞任した。

ボォエマーのシュテューデル美術館理事としての以上の軌跡は、われわれに、およそ民事紛争において、紛争当事者である財団の担い手としての理事が、当該紛争にどのように関わっていくことになるのかを、具体的に教えてくれる。理事は、紛争の結末に、一喜一憂し、敗訴の「噂」に怯え、それへの対応に追われることになったのである。そして、残ったのは、むなしい疲労と挫折感のみであった。

本稿を草するにあたり、フランクフルト大学ゼンケンベルク図書館手稿部門で閲読できた書状は、ごくわずかである。本稿は、その乏しい研究成果にすぎない。ふたたびかの地を訪問して、本格的に研究に没頭したい。はたして、その機会はいつ到来するだろうか。

—

*本論文は、2022年度福岡大学海外研修員（1か月未満）としての研究成果である。

**Betreffs der Zitation der Briefe von J.F.Böhmer und an J.F. Böhmer hat die Handschriftabteilung der Universitätsbibliothek der Frankfurter Universität freundlicherweise mir am 26. September 2022 erlaubt. Dafür danke ich ganz herzlich.

(2022年9月26日成稿)